

# 一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、臨床検査技師及び衛生検査技師（以下「検査技師」という。）の制度・身分の確立、学術・技術の向上及び福利厚生・相互団結の充実を図り、もって検査技師の職能意識を高めることにより、県民の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康増進に関する事業
- (2) 公衆衛生の向上に関する事業
- (3) 学術的な研修及び医学検査学会に関する事業
- (4) 臨床検査の精度管理に関する事業
- (5) 検査及び検査技師の実態調査に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、静岡県内に住所又は勤務場所を有している者で、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に顕著な功績があった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会において承認されたもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するために入会した団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議により別に定める入会申込書をこの法人に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人又は当該団体に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、賛助会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の決議により別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員

に対し、総会の日々の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 催告の期限を超過して会費の支払義務が履行されなかったとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても既納の会費及びその他の搬出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成等)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金、会費及び賛助会費の額
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求が会長にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられないとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款で別に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 総会の決議に際しては、名誉会員及び賛助会員の意見を参考にすることができる。

(書面決議等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条第1項及び第3項の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び会長は、前項の議事録に記名押印するものとする。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、備え置かななければならない。

(会議運営規程)

第 21 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める会議運営規程による。

## 第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 18 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、会長以外の理事のうち 3 名を副会長、3 名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により会長の職務を代行する。

4 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会で別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

6 会長及び副会長並びに常務理事は、毎事業年度に 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事が第22条で定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令で規定する額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期については、第26条第1項の規定を準用する。この場合において、「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

4 顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(設置)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の業務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席しその過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。ただし、会長又は副会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印するものとする。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第36条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、理事会の承認を得た後、総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類は当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くとともに、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。  
(剰余金の処分制限)
- 第42条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会員又は学識経験者の中から、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局等

(設置等)

第48条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び内部管理に必要な規則その他については、理事会が別に定める。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は横地常広、副会長は原田勉及び三宅和秀並びに松岡敏彦とする。
- 3 第 26 条の規定に関わらず、この法人の最初の監事の任期は選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。